

2015年度 第4回 中国IPG全体会合

2015年12月10日 北京

中国IPGグループ長
キヤノン(中国) 小澤 潤

報告内容:

**中国IPG－中国米国商会 IP
Forumによる職務発明に関する
セミナー**

1. 日時： 2015年9月21日(月)14:30～16:00
2. 場所： JETRO北京大会議室
3. 主催： 中国日本商会/中国米国商会
4. 参加： IPG:メンバー12名／事務局4名
IP Forum: メンバー12名／事務局2名
5. 内容：
 - ① 双方の活動概要の紹介
 - ② 事例紹介 コニカミノルタ(中国) 草野氏
 - ③ 事例紹介 キャタピラー(中国) 李艶氏
 - ④ 意見交換(職務発明条例草案について)
6. 特記事項：

各社の取組みに対する質疑応答、並びに条例草案についての活発な意見交換が行われ、テーマを絞り込んだ第二回開催を提案せざるを得ないほど活況であった。

ご清聴ありがとうございました。

第13回知的財産保護官民合同訪中代表団(実務レベル)の報告

2015年度第4回中国IPG全体会合

2015年12月10日

2015年度政府交流委員会委員長
オリンパス(中国)有限公司
山口 光次郎

参加者

■産業界側参加者

<団長>

小藺江 健一 株式会社バンダイ 法務・知的財産部 ゼネラルマネージャー

<団員>

熊谷 英夫 株式会社東芝 研究開発統括部 知的財産室 室長

藤田 晋司 株式会社東芝 研究開発統括部 知的財産室 戦略・渉外担当

松木 真一 三菱レイヨン株式会社 知的財産部 担当部長

石川 芳明 YKK株式会社 ファスニング事業本部事業推進部 商品戦略グループブランド保護チーム チームリーダー

猪之詰 毅 本田技研工業株式会社 知的財産部 製造生産技術知財室 室長

杉崎 亨 武田薬品工業株式会社 知的財産 商標(日本・北アジア担当) 課長代理

丸山 幸之助 株式会社リコー 知的財産本部 知的財産開発センター 知財統括室 業務グループ グループリーダー

小野寺 良文 森・濱田松本法律事務所 パートナー弁護士

<中国IPG>

小澤 潤 キヤノン(中国)有限公司 知識産権法務部 総経理 中国IPGグループ長

山口 光次郎 オリンパス(中国)有限公司 知的財産部 部長 中国IPG政府交流委員会委員長

日向寺 勲 本田技研工業(中国)投資有限公司 知財法務部 部長 中国IPG政府交流委員会委員

土田 貴志 マツダ(中国)企業管理有限公司 開発渉外部 部長 中国IPG政府交流委員会委員

■政府側参加者

鈴木 幸浩 経済産業省 製造産業局 模倣品対策室 室長

笠原 龍 特許庁総務部国際協力課 海外戦略第一係長

安田 直矢 外務省経済局知的財産室 知的財産調査員

袴田 知弘 在中華人民共和国日本国大使館 経済部 書記官

出井 昌孝 在中華人民共和国日本国大使館 経済部 書記官

■事務局

省略

日程等

訪問日	訪問機関等	主な対応者
11/16	国家質量監督検験検疫総局	執法督查司 信息処 処長 / 範春光
	北京君策知識産権発展センター (国家工商行政管理総局の代替 対応)	副理事長 / 黄暉 監事 / 李順徳 主任 / 曹中強
11/17	海関総署	政策法規司 知識産権処 副処長 / 路遥 政策法規司 知識産権処 項目官員 / 李丹 政策法規司 知識産権処 項目官員 / 張芬濤
	国家知識産権局	国際合作司 副司長 / 張景 条法司 条法三処 副調研員 / 姚忻 専利管理司 執法管理処 副処長 / 王志強
11/18	最高人民法院	副法廷長 / 金克勝 民事審判第三庭 審判長 / 周翔 刑事審判第一庭 法官 / 魏磊

主な意見交換テーマ

訪問機関等	主な意見交換テーマ
国家質量監督検験検疫総局	<ul style="list-style-type: none">・処罰情報の取り纏め公開・製造用具・設備の差押え・押収範囲の確認
北京君策知識産権発展センター	<ul style="list-style-type: none">・インターネット取引管理弁法・改正商標法施行による再犯に対する厳罰化・商標冒認出願
海関総署	<ul style="list-style-type: none">・輸出入者情報の更なる開示・郵便・クーリエの監視強化、伝票記載内容の確認強化・情報提供システムの概要及び今後のスケジュール並びに知的財産権海関保護条例の改正状況・中国税関と他国税関との連携
国家知識産権局	<ul style="list-style-type: none">・公平公正な専利業務管理部門の取締り実施・専利業務管理部門の執行体制と統一基準の運用状況
最高人民法院	<ul style="list-style-type: none">・罪状に応じた賠償額決定のための具体的統一基準の設定・技術度の高い専利訴訟における最適な技術専門家の参加・知財法院の現状等

国家知識産権局「専利行政法執行 操作指南(意見募集稿)」 の概要と提出意見の紹介

2015年度第4回中国IPG全体会合

2015年12月10日

2015年度政策委員会
特許グループリーダー
富士通(中国) 迫田
コニカミノルタ(中国) 草野

2015年 7月 1日: 専利行政法**執行弁法**施行

専利業務管理部門が専利権侵害紛争の処理、専利紛争の調停及び専利詐称行為の取締りといった専利行政法執行を行う場合に、本弁法を適用する。

専利行政法**執行操作指南(ガイドライン)**草案

2015年10月 19日: 国家知識産権局より意見募集の公告

2015年10月22日～11月 2日: 各社からの意見募集

2015年11月 6日: 政策委員会開催

2015年11月10日: 中国日本商会より意見書提出

7章353頁で構成され、内容は多岐にわたる。

〈第一章 総則〉

基本原則、管轄、忌避、代理、送達

下線部は、今回、
意見を申し述べた項目。

〈第二章 専利権侵害紛争の処理〉

事件受理と立件審査、調査・証拠収集、事件の審理、証拠の認定、結審、執行と公開

〈第三章 専利詐称行為の取締り〉

立件、調査・証拠収集、結審意見の作成、処罰前告知及び聴聞、違法行為の是正、処罰及び処罰の決定、処罰の執行及び公開

〈第四章 専利に関する紛争の調停〉

調停の類型、調停申立ての要件、送達、立件、手続、結審

〈第五章 地域、部門に跨がる専利行政の法執行協力〉

専利権侵害紛争処理・調停、専利詐称行為の取締り、事件処理の協力、専利法執行特別行動、行政法執行の連携

〈第六章 展示会及び電子商取引分野における専利権侵害紛争の処理〉

専利侵害紛争の調停、

〈第七章 法執行の管理〉

法執行機関、法執行者の管理、等

① 全般意見

高度な専門性及び経験が必要な**専利権行使**(権利の有効性、権利侵害等)の判断は、**原則として行政執行前に司法にゆだねられるべき**であり、執行についての判断を地方の行政機関たる**専利業務管理部門**に委ね、当該**専利業務管理部門**の権限及び執行力の強化を図ることには不安や懸念があります。

②個別意見(その1)

地域管轄 (第1章第2節1.2.2)	「権利侵害行為地には権利侵害行為の実施地と権利侵害結果の発生地が含まれる。」のうち、「 権利侵害結果の発生地 」の意味が不明確。
申立書 (第2章第1節2.1.3.3)	「同一の専利権者の 複数の専利番号...にかかわる場合、別々に申立書を記入し、別々に立件しなければならない。 」は、いたずらに申立件数を増やすおそれがある。
専利証書 (第2章第1節2.1.3.5.1、 第5章第1節5.1.2、第6章 第1節6.1.4.1)	専利権の証明書類として、 専利証書の原本を提供することを求めることは、過大な要件 であり、申立人の負担が大きい。専利登記簿副本の原本で十分。
実用新案検索報告書 専利権の評価報告書 (第2章第1節2.1.3.5.3)	無審査で権利化された専利権(実用新案専利、意匠専利)の紛争処理請求にあたっては、権利濫用や無効審判の増加を防ぐため、 評価報告書の提出を義務づけることを強く望む。

②個別意見(その2)

(立件審査における)
専利権侵害行為の実施にかかわる証拠
(第2章第1節2.1.3.6)

第2段落(証拠が十分か否かは、立件条件ではない。... 証拠又は証拠の手掛りを提供できるか...に対し方式審査を行えばよい。)は、制度の濫用につながるおそれがある。

外国語で書かれた証拠
(第2章第1節2.1.3.6.2.2
(二))

「資格を有する翻訳機関による翻訳を経て、翻訳者が署名をした上で、翻訳機関の公印を捺印しなければならない。」は、在外者に不利である。

新製品に係る証拠
(第2章第1節2.1.3.6.2.4)

申立人が挙証責任の転換を求める場合、被申立人が製造した製品と専利の方法で製造された製品が(完全に)同一であることの証拠を求めるのは、申立人に過度な負担を強いるものである。

結審の期間
(第2章第5節2.5.2)

立件から結審までの期間が3か月、最大延長期間が1か月というのでは、あまりに短すぎ、審理を尽くせず、不適切な結果となることが危惧される。より長期間の実効性のある期間を設定すべきである。

②個別意見(その3)

<p>文書の作成と送達 (第2章第1節2.1.4.2)</p>	<p>被申立人に、「答弁通知書」を受け取った日から起算して15日以内に答弁書を提出するよう求めるのは、在外者にとっては短すぎ、延長を認めてもらいたい。</p>
<p>答弁書の提出日時 (第2章第1節2.1.5 (一))</p>	<p>被申立人に、「答弁通知書」を受け取った日から起算して15日以内に答弁書を提出するよう求めるのは、在外者にとっては短すぎ、延長を認めてもらいたい。</p>
<p>調査・証拠収集 (第2章第2節 (2.2.1-2.2.5))</p>	<p>専利業務管理部門の裁量で一方向的に調査等が行われると、被調査人が不当な不利益を受けるおそれがある。よって、被申立人の不服申立ての手順を明確にするとともに、調査を行う決定を出す場合の条件と基準を明確にすべき。</p>
<p>調査・証拠収集申請の要件 (第2章第2節2.2.1.1 (二))</p>	<p>専利業務管理部門に調査・証拠収集を申請することができる事由のうち、「当事者及びその代理人が、客観的な原因により自ら収集することが著しく困難である」という文言の意味を明確化するか、具体例を規定していただきたい。</p>

②個別意見(その4)

現地調査 (第2章第2節2.2.2)	現地調査を受ける者の準備のため、専利業務管理部門が事件について、 現地調査と文書送達をと同時に行なうのは、逃亡や証拠隠滅のおそれがある場合に限定すべきである。
現地調査、証拠収集 (第2章第2節2.2.2 及び2.2.3)	調査・証拠収集を受ける者の営業秘密等に関わる情報を保護する手段を規定していただきたい。
口頭審理の通知 (第2章第3節2.3.1.2 (一))	「口頭審理通知書」は、当事者が3営業日前に確実に受け取ることができるようにしなければならない、とあるが、より十分な準備期間(10日)が必要である。
口頭審理の通知 (第2章第3節2.3.1.2 (二))	当事者が出席することなく口頭審理が行われることを避けるため、 口頭審理の日時、場所は、正当な理由に基づく当事者の請求により変更することができるようにしていただきたい。

②個別意見(その5)

口頭審理調査の段階
(第2章第3節2.3.2
(二))

口頭審理は、当事者の正当な理由に基づく請求により非公開とすることができるようにしていただきたい。

口頭審理調査において究明すべき問題(第2章第3節2.3.2.2.7)

「(七)生産数量、在庫数量、販売の状況、製品のコスト、販売の価格等」について、差止とは関係ない事実の究明を要求すべきではない。

専利権無効審判請求により中止を申し立てる要件(第2章第3節2.3.4.2.1)

被申立人のみならず誰であっても、無効審判が請求・受理された場合には、被請求人は中止を申し立てることができるべきである。

処理決定の執行力(第2章第6節2.6.1)

即執行力を有するのではなく、不当な執行を避けるためにも、執行を受ける者に不服がある場合、執行前に、司法の場にて十分な審議がなされるべきである。

②個別意見(その6)

専利紛争の調停、専利権侵害の賠償金額
(第4章第1節4.1.5)

専利権侵害の賠償金額は、専ら人民法院(司法)が決定すべきものであり、調停の種類から削除すべきである。

専利紛争の調停、送達
(第4章第3節4.3.1)

意見陳述書の提出期限(調停通知書等の書類の受領から15日以内)は、在外者にとっては短すぎる。翻訳等も必要であるため、30日以内にしていただきたい。

展示会での専利権侵害紛争の調停、抗弁の期間
(第6章第1節6.1.7.1)

被苦情者が在外者の場合は、「24時間以内」に抗弁という期間を、より長期間に設定していただきたい。

電子商取引での専利権侵害紛争の調停(第6章第2節6.2.5.1(二))

被苦情者が在外者の場合は、苦情受理日から調停まで「5営業日以内」という期間を、より長期間に設定していただきたい。

中国における 知財関連のトピック

2015年12月

日本貿易振興機構(ジェトロ)
北京事務所 知的財産権部
本間 友孝

1. 日中・日中韓特許庁長官会合(11/16、17)

2. 中国・米国との実用新案・意匠検討会(10/22)

3. 中国知財関連制度・運用の改正状況

- 開催日時:2015年11月16日、17日
- 開催場所:広東省広州市
- 題目:
 - (1)日中特許庁長官会合(16日午後)
 - (2)日中韓特許庁長官会合(17日午前)
 - (3)ユーザー一会合(17日午後)

(1) 第22回日中特許庁長官会合(16日午後)

➤ 主な内容

- ◆ 特許審査官協議、日中PPH試行プログラム、日中審判専門家会合、日中人材育成機関間連携会合及び連携セミナー等、多方面に渡り協議。



(1) 第22回日中特許庁長官会合(16日午後)

➤ 主な内容(続き)

- ◆ 新たな特許情報のデータ交換に合意
 - ✓ 利用目的に原則として制限を設けない
 - ✓ 両庁間で交換する対象データの拡大(中国の特許・実用新案登録出願の法的状況(リーガルステータス)データの追加)
 - ⇒ 中国の特許・実用新案登録出願について現在審査経過や状況を端的に示す

(2) 日中韓特許庁長官会合(17日午前)

➤ 主な内容

- ◆ 日中韓三カ国の「補正要件」に関する事例研究の結果を、三庁長官が承認。公表を合意。



(2) 日中韓特許庁長官会合(17日午前)

➤ 主な内容(続き)

- ◆ 意匠分野における共通関心事項に関する議論を三庁で行うことの重要性を確認。
- ◆ 日中韓知財協力ウェブサイト「TRIPO (Trilateral IP Offices)」のリニューアルに合意。

(2) 日中韓特許庁長官会合(17日午前)

➤ 主な内容(続き)

- ◆ 新 日中韓知財協力ウェブサイトTRIPOの概要
 - ✓ 日本語、中国語、韓国語でも表示可能。
 - ✓ 審査・審判実務、機械化及び研修に関する日中韓の取り組みを紹介。
 - ✓ 日中韓の各WebSiteへリンク(法令も紹介)

- ※ URL : <http://www.tripo.org/>

(3) 日中韓知的財産シンポジウム(17日午後)

- 各特許庁の審査処理のスピードと質の向上への取り組みの紹介
- 各特許庁間のワークシェアリング状況の紹介
- 各国の中小企業支援施策の紹介

- 開催日：2015年10月22日（木）
- 開催場所：廈門市
- 主催：中国知識産権局、米国特許商標局
- 題目：
 - ◆ 中国・日本・米国の実用新案・意匠制度の紹介
 - ◆ 実用新案・意匠の保護・活用について
 - ✓ 中国・日本・米国の状況紹介
 - ✓ 実務家によるパネルディスカッション
 - ◆ 米国ITCプロセス（337条関連）
 - ◆ 実用新案・意匠制度のあるべき姿について

(1) 改正科技成果轉化促進法

➤ 2015年10月1日から施行

➤ 職務発明に関する規定

◆ 職務科学技術成果

- ✓ 科学技術成果とは、科学研究及び技術開発により生じた、実用価値をもつ成果(第2条)
- ✓ 職務科学技術成果とは、研究開発機関、高等教育機関及び企業等の組織の業務上の任務を遂行して、又は主に上述の組織の物的、技術的条件を利用して完成した科学技術成果(第2条)

(1) 改正科技成果轉化促進法

➤ 職務発明に関連する規定(続き)

◆ 報奨・報酬と法定基準(第44、45条)

- ✓ 科学技術成果を完成した機構は、報奨と報酬の方式と金額及び期間を定めるか、又は科学技術要員とこれを約定することができる。(第44条)
- ✓ (規定も約定もしていない場合) 当該職務科学技術成果を自ら実施するか、又は他人と協力して実施する場合には、轉化を実施し操業に成功した後、連続して3年間ないし5年間、毎年当該科学技術成果の実施による営業利益から5%以上の割合で引き出すこと(第45条)

(2) 知的財産権濫用に関するルール整備

- 知的財産権濫用による競争排除・制限行為の禁止に関する規定(SAIC)
 - ◆ 2015年8月1日施行
 - ◆ 概要
 - ✓ 独占的行為に関するSafe Harbor(第5条)
 - ✓ 不可欠設備(Essential Facility)条項(第7条)
 - ✓ 標準の制定・実施を利用した競争の排除・制限行為の禁止(第13条)

※ 国家発展改革委員会も、知的財産権濫用に関する反独占指南の作成中(11月5日発表)。

ご清聴ありがとうございました

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部

HP: <http://www.Jetro-pkip.org>

Tel: +86-10-6528-2781

Fax: +86-10-6528-2782